

家庭的保育制度に関する集中討議 レジюме

子どもの領域研究所

尾木まり

1. 家庭福祉員制度の拡充について

(1) 保育への満足度の高さと相反する保育制度への不満

家庭福祉員制度のメリットとして、個別対応性の高さや家庭的環境での保育、子どもの生活リズムの尊重などがあげられる。

先行研究結果からは、家庭福祉員制度の利用者は保育者、保育内容、保育環境、保育者との関係について、極めて満足度が高いことがわかっている。また、保護者にとっての保育者の存在は、理想も現実も「子育てを保護者と共にするパートナー」と捉えていた。

一方で、利用者には保育制度に対する不満があり、主たるものは以下の2点である。

1) 一定の年齢に達した時に、保育所にスムーズに移行できるかどうか保障されていない。

→そのため、年度途中でも保育所に空きができたと知ると、保育所に入所する（時には、自治体からのプレッシャーもある）。

いずれは、保育所に移行する子どもが圧倒的に多く、待機児童問題も解消されていない現在、保護者が希望する期間、安心して利用を継続することができない実態がある。

2) 保育所利用者との格差

→保育料金体制を始め、延長保育料金、保育時間、給食、保育者の休暇の代替保育の不備など。保育内容に非常に満足している利用者が安心して一定年齢まで利用できる制度となっていない。

(2) 地域の子育て支援者としての活用拡大について

年度明けには、多くの家庭福祉員が定員割れしており、不安定な時期を過ごしている。その時期を活用して、それぞれの地域に密着した地域の子育て支援を積極的に行うことができると考える。日々の保育の中で、公園などの地域の社会資源を活用する家庭福祉員は地域の子育て家庭の相談相手としても活躍しており、時には、親子を家庭福祉員宅に招いて、受託児と一緒に食事をとらせるなどしながら、助言・指導を行っている。親子が生活する地域での身近な支援が可能となっている。年度明けの定員割れの時期には、地域の子育て支援活動に専念してもらい、一時保育の受入や身近な相談者として活動してもらい、そのことに対して、「家庭福祉員」としての補助金を支給する。また、年度明けの時期に、小学校に通い始めた学童保育を行うことも可能と考えられる（受託児のきょうだいや、卒園児などは特に受け入れやすい）。人材としての活用と共に、家庭福祉員が用意している保育室の活用も考慮することが必要である。

2. 安心して預けられるために

(1) 家庭福祉員制度のデメリット

家庭福祉員のデメリットとして、「保育の質のバラツキ」、「特定の保育者の影響を強く受ける」「第三者の監視の目がない」ことがあげられる。非常に優れた保育者がいる反面、独善的な保育に陥る保育者がいることは否めない。

これらの問題は、この制度自体が保育としてではなく、「子育て経験がある人が、家庭でできる仕事」（＝お母さんがわり）として捉えられることに起因するものと考えられる。最低限の質を担

保するためには、保育士などの有資格者が家庭で行う保育形態として、研修体制を整備し、行われるべきではないか。受託児童が少人数であっても、さまざまな経験を持つ複数の保育者がカバーし合い、指導を受けながら行う集団型保育よりも、家庭において個人で行う保育がより困難であることへの理解が自治体担当者に求められる。

(2) 複数保育制の導入の必要性

上記のデメリットをカバーする上で、保育者の複数制（または補助員の設置）が有効であると考えられる。実際に保育を行う上で一日中1人で保育を行うことは困難なため、補助者を雇用している保育者は多い。しかしながら、補助員の雇い上げ費についての補助がある自治体は少ない上に、補助がある場合も非常に短い時間分の補助があるに過ぎない。結果として、家庭福祉員が保育料の中から補助員の雇い上げ費を捻出する形になり、十分な時間の補助員を確保できていない。家庭福祉員制度では、複数保育制を基本とし、雇い上げ費についての補助を考慮する必要がある。

3. 民間の家庭的保育について

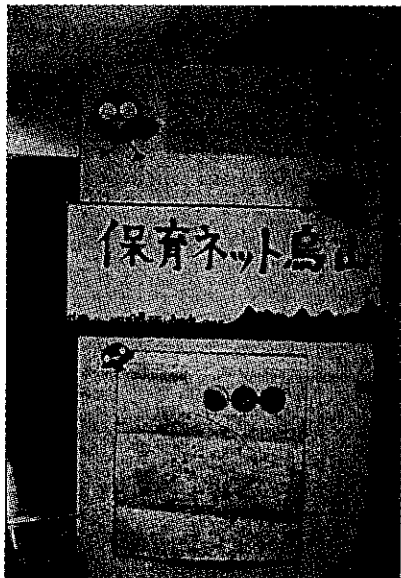
(1) 情報の提供

民間で行われる家庭的保育にはさまざまな質のものが混在している可能性があるが、保護者がさまざまなサービスの中から、良質なサービスを選び取ることや、利用した際に不安があった場合などには継続して利用しないことが必要になる。多くの自治体では、民間の保育サービスについての情報提供を行っていないが、情報を収集し、提供することにより、他の保育サービスとの比較や選択が可能となる。また、それぞれの保育サービスについての利用者の感想や満足度などを集積することにより、利用者に保育サービスを評価させる仕組みの構築が可能となる。行政窓口では困難であっても、子育て支援の場などを活用して行うことは可能と考えられる。

(2) 地域単位の保育ネットワークの構築

保育サービス相互の理解が不十分である。家庭福祉員制度も保育関係者に十分理解されているとは言いがたい実態がある。地域単位の保育ネットワークを構築し、その地域にある保育関係者が相互理解しあうと共に、情報を共有し、住民への情報提供や合同の避難訓練などに発展している（資料参照：世田谷区烏山地区の事例）。それぞれのサービス形態を超えた地域単位のネットワークには個人であろうと、企業であろうと、その地域に存在する保育サービス提供者（保育者）が参加する形とし、支援しあえる関係を結ぶことが望ましい。

烏山地区で保育ネットワークをたちあげました!

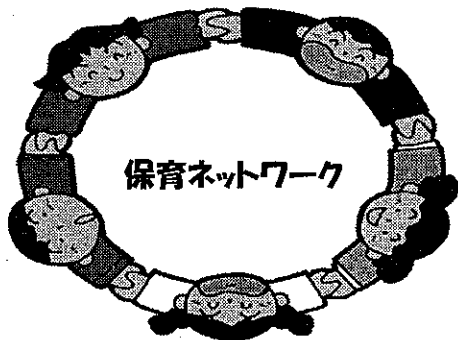


世田谷区の烏山地区では、地域の子育て支援活動を、“保育ネット烏山”と名付け、今年で3年目となります。

メンバーは、公立・認証保育所・保育室・保育ママ・子育てサロン・子育てサークル・自主保育・幼稚園・東洋大学教授・区役所の保育課の方と、保育に携わる方々が、年3～4回、区民センターの会議室を借りて、集っています。はじめは、様々な特色を持つ保育機関が、どのように協力しあえば、子育ての支援、地域の子育ての力を強められるかと不安もありましたが、互いの特色や情報を話し合い互いに理解し合いながら、まずは何かを行動する、アンテナを発信する!を目標にしました。そうしているうちに、発見と方向性を見つけ、

今では共に支え合う関係になりつつあります。

例えば、一斉避難訓練を日時を定めて行います。ミルクやオムツのストックのない小さな子育て機関や一般の人々は、保育所に避難し、物資を分けてもらうことに発展しました。また、保育施設への、入園相談会を年3回設けて、新年度の入園募集前に入園の手続きニーズに合わせ相談等を行っています。のケースをていねいに設をみつけるサポートから喜びの声が聞かれ



た機関の紹介、子育てこれによって家庭ごと拾い上げ、安心した施として、保護者の方々のようになりました。

その他の活動として
み苦情について)・保育
待への取り組みについて・災害対策活動・子育て情報マップの作成・交換研修(職員の交流を通して、保育内容を学びあう)等を行っています。

は、・学習会(区の仕組
制度の現状と課題・虐

今後は烏山地区のみではなく、世田谷地区、玉川地区をはじめ、世田谷の地域ごとにネットワークの輪を広げていきたいと考えています。この輪が広がって、みんなで支え合える子育てが、広く、深く、浸透して行けるといいですね。家庭福祉員という横のつながり、他保育機関という縦のつながり、そしていつも真ん中に子どもがあるような、そんな日本の子育てでありたいと願っています。

